

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年5月8日（平成27年（行個）諮問第89号）

答申日：平成28年10月31日（平成28年度（行個）答申第121号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が、平成25年度に、岡山労働局に申立てた「あっせん」事件に関する「一件記録」のすべて（平成26年特定月日付け申請を除く）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年1月19日付け岡労発総0119第9号により、岡山労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 法14条2号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する文書である。
- (2) かつ、同法14条3号のただし書、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」にも該当する文書である。
- (3) 万が一、上記(1)、(2)に該当する文書か否かが、判断しがたいとしても、法16条「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定されているように、処分庁の裁量により当該不開示部分を開示することに何ら支障はない。すなわち、当該不開示部分を審査請求人に開示することによって、紛争当事者である事業主が被るであろう損害と審査請求人に享受される権利利益を比べた

上での判断が必要とされ、安易に、不開示とすることは、信義則上も許されないというべきである。

(4)「同条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、」とあるが、当事者である事業主は公益法人の1つの社会福祉法人である。すなわち、国民の皆様の血税等で運営されているのである。要は、不開示情報を開示することにより、本件求職命令が不当なものとして認識され、審査請求人の職務はごくごく当たり前に適正化がなされ、結果、少なくとも会社は、年間500万～1000万円以上の無駄な人件費を支払わなくて済む(税金の無駄遣いがなくなる)のであるから、これが、「公益上の理由がない。」との処分庁の判断は、失当以外の何物でもない。

(5)「3 開示する保有個人利用目的 あっせんの実施記録の保存のため。」とあるが、そもそもここが、大間違いなのである。正しい利用目的は、「当事者間の紛争の早期解決」である。これが労働局の本質である。

(6)以上より、「不開示部分」の全てが、開示されなければならない。ちなみに施設長は、代表者印を模したものを所持しており、かつ、代表者に無断で押す癖がよくあるために、実際問題、代表者が押印したものなのか、それとも無断で、代表者の名前を騙り施設長が押印したものなのか区別をするためにも印影を含め、全部開示の必要性があることと、この施設長の恣意的な施設運営により、この施設長入社後4年あまりで、実に60名余りもの職員(うち、事務員6名)が定年でもなく、つぎつぎと退職していかれ(現職員数40名弱)、会計も每期每期大赤字に苦しんでいることを申し添えておく。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 2 理由

##### (1) 個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。)に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導、さらには紛争調整委員会によるあっせんを実施するものである。

紛争調整委員会によるあっせんとは、紛争調整委員会の会長から指名された3人のあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによって紛争の自主的な解決を図る制度である。

あっせんは、個々の労働者と事業主との間の民事上の問題を主に取り扱うもので、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）14条の規定により、あっせんの手続は非公開とされている。

同条のあっせん手続とは、具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものであり、あっせん期日における手続の傍聴を認めていないほか、紛争当事者の主張の内容や提出された資料、あっせん申請書等のあっせん申請の際に提出された書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等あっせん事案に係る全ての事項も非公開とされている。

## （2）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から岡山労働局長に対して申請があったあっせんに係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし12の文書（以下「対象文書」という。）である。

対象文書は以下のiないしviの文書に分類され、これらの文書には請求者の申出内容、特定企業の主張内容、あっせんの処理経過、内容、結果等が記載されているほか、紛争当事者（請求者、特定企業）から提出された資料等が添付されている。

### i あっせん処理票

あっせん処理票とは、紛争当事者から申請のあったあっせんの受理から終了に至るまでの処理を記録した文書であり、事件番号、受理日、受理機関、申請人、あっせんの端緒、あっせん委員、担当者職氏名、あっせん開始決定終了日、終了区分、労働組合の有無、労働者数、あっせん案の提示の有無、個別労働紛争解決促進法14条による意見聴取の有無、解決状況、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、申請内容、あっせんに係る請求事項、あっせんの結果、あっせん案の内容及び処理経過等が記載されている。

### ii あっせん概要記録票

あっせん概要記録票とは、あっせんにおける紛争当事者の主張やあっせん委員によるあっせんの内容等を簡潔に記録した文書であり、

事件番号，受理日，開始決定日，あっせん日，紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号，担当あっせん委員名，紛争事案の概要，あっせんの概要及び記録作成者職氏名等が記載されている。

iii あっせん申請書

あっせん申請書は，紛争当事者が都道府県労働局長にあっせんに申請するための文書であり，紛争当事者の氏名・住所・電話番号，あっせんに求める事項及びその理由，紛争の経過，その他参考となる事項，申請年月日，申請人の氏名等が記載されている。

iv 被申請人から提出された文書

被申請人から提出された文書には，被申請人と代理人との間で締結した代理人許可申請書，被申請人と補佐人との間で締結した補佐人許可申請書，反論書及び添付資料がある。

v あっせん事件争点整理票

あっせん事件争点整理票とは，担当職員があっせん申請書等の内容をまとめた文書であり，紛争当事者の主張内容等が記載されている。

vi あっせん処理に係る事務連絡文書

あっせん処理に係る事務連絡文書には，あっせんの委任について，あっせん委員の指名について，あっせん開始通知，あっせん期日について，あっせん事案について，あっせん打ち切り通知書及びあっせん事案の打ち切りについてがある。

(3) 不開示情報該当性について

①法14条2号について

対象文書2の①及び②，対象文書2の①及び②，並びに対象文書6の③，④及び⑧には，あっせんの被申請人である特定事業場の代理人や補佐人の職氏名等が記載されており，審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。

これらの情報は，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから，法14条2号の不開示情報に該当し，かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

②法14条3号イ又はロについて

対象文書2の③，対象文書4の①及び②，並びに対象文書5の①には，あっせんの被申請人である特定事業場の主張及び意見等や特定事業場が提出した資料等が含まれている。

これらの情報は，特定事業場に関する情報であって，開示することにより，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害す

るおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書6の①、⑥及び⑦には、当該文書が被申請人によって真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものと認められる印影が押印されている。

当該情報は、特定事業場に関する情報であって、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、対象文書6の②及び⑤には、被申請人が代理人との間で締結した委任契約の内容が記載されている。

このような情報が開示された場合には、被申請人と代理人との間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、代理人の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ③法14条7号柱書きについて

対象文書2の③、対象文書4の①及び②、並びに対象文書5の①には、申請人の主張に対する被申請人の反論等が含まれている。

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であり、被申出人と労働局の担当者のやり取り等については、開示することにより、被申出人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「法14条2号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する文書である。」「法14条3号のただし書、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」にも該当する文書でもある。」「法16条「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含ま

れている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定されているように、処分庁の裁量により当該不開示部分を開示することに何ら支障はない。即ち、当該不開示部分を審査請求人へ開示することによって、紛争当事者である事業主が被るであろう損害と審査請求人に享受される権利利益を比べた上での判断が必要とされ、安易に、不開示とすることは、信義則上も許されないというべきである。」「同条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、」とあるが、当事者である事業主は公益法人の1つ社会福祉法人である。即ち、国民の皆様の血税等で運営されているのである。要は、不開示情報を開示することにより、審査請求人の職務はごくあたり前に適正化がなされ、結果、少なくとも会社は年間500万～1000万円以上の無駄な人件費を支払わなくて済む（税金の無駄使いがなくなる）のであるから、これが、「公益上の利益がない。」との処分庁の判断は、失当以外の何物でもない。」等と主張しているが、上記（3）で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年5月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 平成28年10月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が、平成25年度に、岡山労働局に申立てた「あっせん」事件に関する「一件記録」のすべて（平成26年特定月日付け申請を除く）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書12に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3

号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表に掲げる文書1（あっせん処理票）の不開示部分について

文書1の①及び②の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の代理人及び補佐人の職氏名、住所及び電話番号である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該企業の代理人及び補佐人が誰であるかは審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (2) 別表に掲げる文書2（あっせん概要記録表）の不開示部分について

ア 文書2の①及び②の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の代理人及び補佐人の職氏名、住所及び電話番号であり、上記(1)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書2の③の不開示部分には、被申請人の主張が記載されている。

強制的な手段を持たない個別労働関係紛争のあっせん制度は、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促すものであるから、当該部分を開示すると、被申請人が申請人の反応を考慮して、あっせん委員による意見聴取への協力や、あっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、国の機関が行う個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (3) 別表に掲げる文書4（反論書及び添付資料）の不開示部分について

ア 文書4の①の不開示部分は、あっせんに対する被申請人の要望・意見等であり、上記(2)イと同様の理由により、法14条7号柱書き

に該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書4の②の不開示部分は、被申請人の提出資料であり、上記(2)イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書5(あっせん事件争点整理表)の不開示部分について

文書5の①の不開示部分は、被申請人側の主張であり、上記(2)イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書6(代理人許可申請書、補佐人許可申請書及び添付資料)の不開示部分について

ア 文書6の①、⑥及び⑦の不開示部分は、特定企業の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書6の②及び⑤の不開示部分は、被申請人が代理人との間で締結した委任契約の内容であって、当該企業が一般に公にしていない情報であると認められ、これを開示すると、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書6の③の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の代理人の氏名、住所(電話番号)、職業(勤務先)(電話番号)及び被申請人との関係であり、上記(1)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 文書6の④の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の代理人の職氏名であり、上記(1)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 文書6の⑧の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の補佐人の氏名、住所(電話番号)、職業(勤務先)(電話番号)及び被申請人との関係であり、上記(1)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、法14条2号及び3号イ該当性

について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、各号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、審査請求書において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記2において、不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示部分	3 該当条文 (法14条)	4 開示すべき部分
番号	文書名	通頁			
1	あっせん処理票	1から 4	① 1頁「⑮紛争当事者（事業主）」「代理人」欄の不開示部分	2号	なし
			② 1頁「⑮紛争当事者（事業主）」「補佐人」欄の不開示部分	2号	なし
2	あっせん概要記録表	5から 8	① 5頁「紛争当事者（事業主）」「代理人」欄の不開示部分	2号	なし
			② 5頁「紛争当事者（事業主）」「補佐人」欄の不開示部分	2号	なし
			③ 8頁6行目ないし21行目	3号イ及びロ並びに7号柱書き	なし
3	あっせん申請書	9	なし	なし	
4	反論書及び添付資料	10 から 38	① 10頁	3号イ及びロ並びに7号柱書き	
			② 17頁ないし38頁	3号イ及びロ並びに7号柱書き	
5	あっせん事件争点整理表	39	①被申請人（特定企業）の主張欄の不開示部分	3号イ及びロ並びに7号柱書き	

6	代理人許可申請書，補佐人許可申請書及び添付資料	40 から 42	① 40頁印影 ② 40頁9行目12文字目ないし16文字目 ③ 40頁氏名，住所（電話番号），職業（勤務先）（電話番号），当事者との関係 ④ 41頁2行目ないし4行目の不開示部分 ⑤ 41頁6行目8文字目ないし12文字目 ⑥ 41頁印影 ⑦ 42頁印影 ⑧ 42頁氏名，住所（電話番号），職業（勤務先）（電話番号），当事者との関係	3号イ 3号イ 2号 2号 3号イ 3号イ 3号イ 2号	
7	あっせんの委任について及び添付資料	43 から 44	なし	なし	
8	あっせん委員の指名について	45 から 48	なし	なし	

9	あっせん開始通知書及び添付資料	49 から 51	なし	なし	
10	あっせん期日について	52 から 53	なし	なし	
11	あっせん事案について	54 から 55	なし	なし	
12	あっせん打ち切り通知書及びあっせん事案の打ち切りについて	56 から 59	なし	なし	

※対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号12の1枚目ないし59枚目に1頁ないし59頁と付番したものを「頁」として記載している。